

老人いこいの家 夜間・休日等施設利用の手続き方法

1. 利用者資格

10 名以上で構成する市民活動を行う団体で、川崎市または(公財)川崎市シルバー人材センターが認める団体。

※市民活動団体とは、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない、地域に開かれた活動のことを言います。

なお、次に該当する活動を目的として、施設を利用することはできません。

- (1) 趣味のサークル活動
- (2) 営利を目的とする活動
- (3) 政治や宗教活動に関する活動
- (4) その他 社会通念に反する活動

2. 利用時間帯

月曜日～土曜日： 午後 5 時から午後 9 時

日曜日・祝日： 午前 9 時から午後 4 時

但し、敬老の日および 12 月 29 日から 1 月 3 日までは利用できません。

3. 手続き方法

(1) 団体登録について

- ① 登録は、利用予定日の 1 ヶ月以上前までに、別紙の「夜間・休日等施設利用登録申請書(第 1 号様式)」に必要事項をご記入のうえ、(公財)川崎市シルバー人材センターに FAX または郵送で提出してください。

※団体登録は、初回のみで 2 回目からは不要です。

◆FAX の場合： 0 4 4 - 2 2 1 - 8 5 1 6

◆郵送の場合： 〒210-0026

川崎市川崎区堤根 34-15

(公財)川崎市シルバー人材センター本部事務所

- ② 「夜間・休日等施設利用登録申請書(第 1 号様式)」の提出後に(公財)川崎市シルバー人材センターから団体登録の可否について、「夜間・休日等施設利用登録承認(不承認)」の連絡(通知)があります。

(2) 利用申請について

- ① (公財) 川崎市シルバー人材センターから「夜間・休日等施設利用登録承認(不承)」で承認の連絡(通知)がありましたら、
利用日の2週間前までに、別紙の「夜間・休日等施設利用申請書(第3号様式)」に必要事項をご記入のうえ、(公財)川崎市シルバー人材センターにFAXまたは郵送で提出してください。

◆FAXの場合：044-221-8516

◆郵送の場合：〒210-0026

川崎市川崎区堤根 34-15

(公財)川崎市シルバー人材センター本部事務所

- ②「夜間・休日等施設利用申請書(第3号様式)」の提出後に(公財)川崎市シルバー人材センターから利用申請の可否について、「夜間・休日等施設利用承認(不承認)」の連絡(通知)があります。

(3) その他

- ① 利用日の当日は、施設開放担当者が利用申請の利用時間前に開錠し、お待ちします。
その後、施設開放担当者は一時帰宅し、利用申請の時間終了前に施錠のために戻って来ます。
- ② 利用後は、別紙の「夜間・休日等施設利用責任者点検票(第5号様式)」をもとに利用室を利用申請の時間内に原状復帰をして頂きます。
その後、施設開放担当者と一緒に整理整頓、戸締り、消灯等を確認して頂きます。
- ③ 利用上の厳守事項については、別紙の「☆厳守事項☆」をご確認願います。
- ④ 別紙の「川崎市老人いこいの家夜間・休日等施設開放事業実施要綱」もご確認願います。
- ⑤ (公財)川崎市シルバー人材センター本部事務所の電話番号：044-222-6886

以上